

瀬戸市告示第 1 2 6 号

平成 2 3 年瀬戸市告示第 1 3 号（瀬戸市道路占用料条例第 7 条及び瀬戸市公共用物の管理に関する条例第 1 0 条に規定する占用料の減免について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和 4 年 1 2 月 2 7 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
占用物件の種類	区分	減免率	占用物件の種類	区分	減免率
<省略>			<省略>		
ガス事業法（昭和 2 9 年法律第 5 1 号） <u>第 2 条第 1 2 項</u> に規定するガス事業者が設けるガス管	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
	その他 のガス 管	東邦瓦斯株式会社及び	東邦瓦斯株式会社に係るもの	東邦瓦斯株式会社に係るもの	<省略>
		東邦ガスネットワーク			
		株式会社に			
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>			<省略>		
備考 「東邦瓦斯株式会社」とは、次の法人をいう。					
住所 名古屋市熱田区桜田町 1 9 番 1 8 号					
名称 東邦瓦斯株式会社					